

「店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託等の取扱いに係る外務員資格制度等の見直しに伴う本協会規制の一部改正について（案）」に対するパブリック・コメントの結果について

平成 23 年 12 月 20 日

日 本 証 券 業 協 会

本協会では、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託等の取扱いに係る外務員資格制度等の見直しに伴い、「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」の一部改正（案）について、平成 23 年 10 月 31 日から平成 23 年 11 月 18 日までの間、パブリック・コメントの募集を行った。この間に寄せられた意見（3 社、3 件）及び意見に対する考え方は、以下のとおりである。

○「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」の一部改正（案）について			
項番	該当条文	意 見	考 え 方
1．店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託等の取扱いに係る外務員資格制度の見直しについて			
1	第 2 条	規則改正後は、過去に二種外務員が販売した複雑な投資信託について、損益状況・運用状況の説明及び解約の受付も一種外務員でなければならないということであれば、既に二種外務員が販売した複雑な投資信託については、二種外務員が損益状況・運用状況の説明及び解約の受付を取扱えるよう配慮を求めたい。	今回の規則改正では、協会員における店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託及びレバレッジ投資信託（以下「複雑な仕組債・投資信託等」という。）の取扱いの適正化、顧客への商品内容・リスク説明及び適合性原則の徹底を図るため、その取扱い是一种外務員及び特別会員一種外務員としたものであります。 したがって、改正規則の施行後は、複雑な仕組債・投資信託等について、二種外務員による勧誘を目的とした損益状況・運用状況の説明及び顧客からの売却・解約注文の受注は、資格外の外務行為となり、二種外務員は行うことができません。 なお、二種外務員は、顧客から依頼があった場合には、複雑な仕組債・投資信託等に係る損益状況・運用状況といった客観的情報の提供は行うことができます。

項番	該当条文	意 見	考 え 方
2	付則 第 2 項	当社は、二種外務員は、販売した複雑な投資信託等について、販売後定期的に、保有する顧客に対し損益状況の報告や解約の相談及びその手続きを行っているため、当該二種外務員に一種外務員資格を取得させる必要があります。 ついては、協会員が申請を行い協会が認めた場合の延長措置を平成 24 年 6 月 30 日までの 3 か月間ではなく、1 年間としていただきたい。	今回の規則改正は、上記 1 のとおり協会員における複雑な仕組債・投資信託等の取扱いに係る販売勧誘の適正化等を図るため、早期に実施すべきであると考えております。一方、協会員における二種外務員の複雑な仕組債・投資信託等の取扱状況等を踏まえ、平成 24 年 4 月 1 日から実施することとし、対応が難しい協会員については、円滑な実施を図る観点から、協会への申請により 3 か月の延長措置を設けておりますことから、原案どおりとさせていただきます。 協会員におかれては、経過期間が終了するまでの間に、二種外務員の一種外務員又は特別会員一種外務員資格の取得や顧客の取引の引継ぎを行われますようお願いいたします。
2．特別会員の外務員の投資信託等に係る特例措置の廃止について			
3	付則 第 5 項	平成10年 9 月16日付理事会決定「金融機関の投信窓販等の開始に伴う自主規制の整備についての要綱」の廃止日において、現に外務員の登録を受けている者で事前研修を受講した者は、当該外務員の登録が抹消されるまでの間、特別会員一種外務員又は特別会員二種外務員の職務を行うことができるとの付則第 5 項の経過措置は、当該対象者が廃止日時点で外務員登録を行っていれば、登録が抹消されるまでの間は、そのまま投資信託等の取扱いが可能であるという理解でよい。	御理解のとおりです。

以 上